蒲郡市監査公表第 8 号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和3年3月26日

 蒲郡市監査委員
 草
 次
 英
 夫

 同
 永
 川
 貴
 士

 同
 新
 実
 祥
 悟

措置の通知書 (ボートレース事業部 事業課)

監査期間

令和2年10月19日から 令和2年12月25日まで

令和2年度蒲監第62号関係分

指摘事項等

〔意見〕

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、先行きは不透明ではあるが、 新たなイベントの開催やサービスの展開など、社会情勢の変化に合わせた効果的な事業戦略を推進されるよう努められたい。

〔 改善事項 〕

50万円以上の物品購入に係る事務 手続きで、契約書によらず請書により 執行されているものが見受けられたの で、蒲郡市契約規則の規定に基づき改 善されたい。

措置状況

いわゆる「新しい生活様式」に沿う形で 従来とは異なる考え方や手法を導入し、 お客様が安心して受け入れることがで き、かつ集客や売上の面でも効果を得ら れるサービス提供やイベント・企画の実 施などの展開を考えていく。また売上状 況の変化、お客様のニーズの変化に対し て、迅速かつ柔軟に対応できるような企 画力、対応力を備える組織づくりを進め るとともに、事業推進に力を発揮できる 人材の発掘・育成に努める。

蒲郡市契約規則の遵守を徹底するとともに、会計事務の手引を理解して適正な事務処理に努めるよう、周知徹底を行った。